

妙鏡院御霊観音永代供養付(散骨・埋葬)生前契約書

請負者	郵便番号	位		所
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1		番地
	電話	0952-73-2882		
	妙鏡院	位職	阿比留節真	



申請者	郵便番号	位		所
(乙)	-			
申込者の氏名				印
申込年月日		年	月	日
自宅電話				
携帯電話				

永代供養対象者		埋葬か散骨希望する一箇所のみ記載	
俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※御霊観音の法名塔(墓石)に故人様の俗名を彫刻して永遠に残しますか?
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき2万5千円頂戴します。

御霊観音散骨者・埋葬者の合同永代供養は、春のお彼岸・秋のお彼岸は御霊観音墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 御霊観音 永代供養付 散骨・埋葬規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 御霊観音の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨（各宗派）に関わらず、妙鏡院の信者として散骨・埋葬者の供養を受けるものとする。
- 第04条 この御霊観音（合同永代供養塔前）に散骨・埋葬（納骨）出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない！
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って散骨・埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、逝去された方の遺骨（御霊）を預かり供養する。位牌は預からないものとする。御霊観音供養塔、墓前に散骨・埋葬する遺骨は粉末にし、散骨するか埋葬するか申請者が選択する
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める遺骨粉碎費（永代供養者人数分）永代供養者過去帳記載費（人数分）申請時に全額頂戴する。別途永代供養費・散骨費・埋葬費は各自で費用を一霊に付の計算で決定し申請時に全額頂戴する。別途、オプションを申請した場合も同様に申請時に全額頂戴する。
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。（申込前にお布施・経費は位職に確認のこと）
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（位職に確認のこと）
- 第12条 申込承認書（契約書）を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。（保管の際は十分に気を付けて下さい。）
- 第13条 御霊観音墓前散骨者・埋葬者の遺骨・竹林精舎永代供養墓の埋葬者の遺骨は返還出来ない。※御霊観音供養塔前に散骨・納骨後は妙鏡院に存在する他の永代供養への変更も絶対に出来ない。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。
- 第16条 散骨において正式に必要なとされる書類は今のところありません。火葬（埋葬）許可書の提示が必須となる場合があります。現在、埋蔵・収蔵されている遺骨をその場所から移動して御霊観音墓前に散骨する方についてトラブルが生じた場合は申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。妙鏡院は一切関与しない。責任がないことを条件に申請者が依頼する遺骨及び御霊を御霊観音供養塔の墓前に散骨希望者は散骨し、埋葬希望者は埋葬し供養する。
- 第17条 御霊観音供養塔墓前に散骨・埋葬された方の御霊は御霊観音に入魂し、遺骨は大地に還っていただく。御霊観音墓前の土壌が大量に溜まると土壌のみを別の場所に移動し、その土壌を利用して樹木及び花を植え、新しい命へと生まれ変わる。
- 第18条 第01条～第18条に記載してある内容を十分に（乙）は理解し、承諾したので御霊観音供養塔墓前に散骨か埋葬することを（乙）は選択し（甲）はこれを受理をする。（甲）は散骨者・埋葬者の御霊を供養する。

※妙鏡院御霊観音供養塔に散骨・埋葬する時の絶対必需品※

埋葬される方は死体火葬（埋葬）許可書が必要。もしくは改葬許可書が必須。散骨される方は埋葬許可書・改葬許可書は不要。お供え物『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱・印鑑』 粉碎費1霊1万円・永代供養者過去帳記載1霊3千円。永代供養料・納骨供養料1霊につきお気持ち。墓石刻印希望者1霊2万5千円

遺骨をゆうパックで郵送される方はお供え費用と必要費用をお願い致します。

妙鏡院御霊親音永代供養付(散骨・埋葬)生前契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城市松尾3892-1番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
申込者の氏 名		(印)	
申込年月日		年 月 日	
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			

永代供養対象者		埋葬か散骨希望する 一箇所のみ記載	
俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

●この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
●別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解し承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※御霊親音の法名塔(墓石)に故人様の俗名を彫刻して永遠に残しますか?
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき2万5千円頂戴します。

御霊親音散骨者・埋葬者の合同永代供養は、春のお彼岸・秋のお彼岸は御霊親音墓前にて供養。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は住職に確認してください。

妙鏡院 御霊観音 永代供養付 散骨・埋葬規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 御霊観音の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨（各宗派）に関わらず、妙鏡院の信者として散骨・埋葬者の供養を受けるものとする。
- 第04条 この御霊観音（合同永代供養塔前）に散骨・埋葬（納骨）出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない！
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って散骨・埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、逝去された方の遺骨（御霊）を預かり供養する。位牌は預からないものとする。御霊観音供養塔、墓前に散骨・埋葬する遺骨は粉末にし、散骨するか埋葬するか申請者が選択する
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める遺骨粉碎費（永代供養者人数分）永代供養者過去帳記載費（人数分）申請時に全額頂戴する。別途永代供養費・散骨費・埋葬費は各自で費用を一霊に付の計算で決定し申請時に全額頂戴する。別途、オプションを申請した場合も同様に申請時に全額頂戴する。
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。（申込前にお布施・経費は位職に確認のこと）
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（位職に確認のこと）
- 第12条 申込承認書（契約書）を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。（保管の際は十分に気を付けて下さい。）
- 第13条 御霊観音墓前散骨者・埋葬者の遺骨・竹林精舎永代供養墓の埋葬者の遺骨は返還出来ない。※御霊観音供養塔前に散骨・納骨後は妙鏡院に存在する他の永代供養への変更も絶対に出来ない。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。
- 第16条 散骨において正式に必要なとされる書類は今のところありません。火葬（埋葬）許可書の提示が必須となる場合があります。現在、埋蔵・収蔵されている遺骨をその場所から移動して御霊観音墓前に散骨する方についてトラブルが生じた場合は申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。妙鏡院は一切関与しない。責任がないことを条件に申請者が依頼する遺骨及び御霊を御霊観音供養塔の墓前に散骨希望者は散骨し、埋葬希望者は埋葬し供養する。
- 第17条 御霊観音供養塔墓前に散骨・埋葬された方の御霊は御霊観音に入魂し、遺骨は大地に還っていただく。御霊観音墓前の土壌が大量に溜まると土壌のみを別の場所に移動し、その土壌を利用して樹木及び花を植え、新しい命へと生まれ変わる。
- 第18条 第01条～第18条に記載してある内容を十分に（乙）は理解し、承諾したので御霊観音供養塔墓前に散骨か埋葬することを（乙）は選択し（甲）はこれを受理をする。（甲）は散骨者・埋葬者の御霊を供養する。

※妙鏡院御霊観音供養塔に散骨・埋葬する時の絶対必需品※

埋葬される方は死体火葬（埋葬）許可書が必要。もしくは改葬許可書が必要。散骨される方は埋葬許可書・改葬許可書は不要。お供え物『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ろうソク1箱・印鑑』 粉碎費1霊1万円・永代供養者過去帳記載1霊3千円。永代供養料・納骨供養料1霊につきお気持ち。墓石刻印希望者1霊2万5千円

遺骨をゆうパックで郵送される方はお供え費用と必要費用をお願い致します。

妙鏡院御霊観音永代供養付(散骨・埋葬) 契約書

請負者	郵便番号	位		所
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1番地		
	電話	0952-73-2882		
	妙鏡院	位職	阿比留節真	



申請者	郵便番号	位	所
(乙)	-		

申込者の氏名	(印)
申込年月日	年 月 日
自宅電話	
携帯電話	

永代供養対象者		埋葬か散骨希望する一箇所のみ記載	
俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない
	歳		○×を記載
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない
	歳		○×を記載
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解承諾したので、下記、永代供養者について永代供養(乙)は申込みます

※御霊観音の法名塔(墓石)に故人様の俗名を彫刻して永遠に残しますか?
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき2万5千円頂戴します。

御霊観音散骨者・埋葬者の合同永代供養は、春のお彼岸・秋のお彼岸は御霊観音墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要な経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。



印

印

妙鏡院 御霊観音 永代供養付 散骨・埋葬規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 御霊観音の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨（各宗派）に関わらず、妙鏡院の信者として散骨・埋葬者の供養を受けるものとする。
- 第04条 この御霊観音（合同永代供養塔前）に散骨・埋葬（納骨）出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない！
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って散骨・埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、逝去された方の遺骨（御霊）を預かり供養する。位牌は預からないものとする。御霊観音供養塔、墓前に散骨・埋葬する遺骨は粉末にし、散骨するか埋葬するか申請者が選択する
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める遺骨粉碎費（永代供養者人数分）永代供養者過去帳記載費（人数分）申請時に全額頂戴する。別途永代供養費・散骨費・埋葬費は各自で費用を一霊に付の計算で決定し申請時に全額頂戴する。別途、オプションを申請した場合も同様に申請時に全額頂戴する。
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。（申込前にお布施・経費は位職に確認のこと）
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（位職に確認のこと）
- 第12条 申込承認書（契約書）を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。（保管の際は十分に気を付けて下さい。）
- 第13条 御霊観音墓前散骨者・埋葬者の遺骨・竹林精舎永代供養墓の埋葬者の遺骨は返還出来ない。※御霊観音供養塔前に散骨・納骨後は妙鏡院に存在する他の永代供養への変更も絶対に出来ない。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。
- 第16条 散骨において正式に必要なとされる書類は今のところありません。火葬（埋葬）許可書の提示が必須となる場合があります。現在、埋蔵・収蔵されている遺骨をその場所から移動して御霊観音墓前に散骨する方についてトラブルが生じた場合は申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。妙鏡院は一切関与しない。責任がないことを条件に申請者が依頼する遺骨及び御霊を御霊観音供養塔の墓前に散骨希望者は散骨し、埋葬希望者は埋葬し供養する。
- 第17条 御霊観音供養塔墓前に散骨・埋葬された方の御霊は御霊観音に入魂し、遺骨は大地に還っていただく。御霊観音墓前の土壌が大量に溜まると土壌のみを別の場所に移動し、その土壌を利用して樹木及び花を植え、新しい命へと生まれ変わる。
- 第18条 第01条～第18条に記載してある内容を十分に（乙）は理解し、承諾したので御霊観音供養塔墓前に散骨か埋葬することを（乙）は選択し（甲）はこれを受理をする。（甲）は散骨者・埋葬者の御霊を供養する。

※妙鏡院御霊観音供養塔に散骨・埋葬する時の絶対必需品※

埋葬される方は死体火葬（埋葬）許可書が必要。もしくは改葬許可書が必要。散骨される方は埋葬許可書・改葬許可書は不要。お供え物『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ろうソク1箱・印鑑』 粉碎費1霊1万円・永代供養者過去帳記載1霊3千円。永代供養料・納骨供養料1霊につきお気持ち。墓石刻印希望者1霊2万5千円

遺骨をゆうパックで郵送される方はお供え費用と必要費用をお願い致します。

妙鏡院御霊観音永代供養付(散骨・埋葬) 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	位 職	阿比留 節 眞



申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
申込者の氏 名			印
申込年月日			年 月 日
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			

永代供養対象者		埋葬か散骨希望する	一箇所のみ記載
俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	

戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。

- この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します
- 別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解・承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を(乙)は申込みます

※御霊観音の法名塔(墓石)に故人様の俗名を彫刻して永遠に残しますか?
墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき2万5千円頂戴します。

御霊観音散骨者・埋葬者の合同永代供養は、春のお彼岸・秋のお彼岸は御霊観音墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

(乙)は別紙(または裏面)記載の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。
○ 家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 御霊観音 永代供養付 散骨・埋葬規約

※申込についての注意事項※

- 第01条 申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。
- 第02条 御霊観音の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。
- 第03条 永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨（各宗派）に関わらず、妙鏡院の信者として散骨・埋葬者の供養を受けるものとする。
- 第04条 この御霊観音（合同永代供養塔前）に散骨・埋葬（納骨）出来るのは人間のみ。ペットの納骨は出来ない！
- 第05条 妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って散骨・埋葬者の供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第06条 妙鏡院は、逝去された方の遺骨（御霊）を預かり供養する。位牌は預からないものとする。御霊観音供養塔、墓前に散骨・埋葬する遺骨は粉末にし、散骨するか埋葬するか申請者が選択する
- 第07条 永代供養者を永代供養過去帳に記入し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない
- 第08条 申込者は、妙鏡院が定める遺骨粉碎費（永代供養者人数分）永代供養者過去帳記載費（人数分）申請時に全額頂戴する。別途永代供養費・散骨費・埋葬費は各自で費用を一霊に付の計算で決定し申請時に全額頂戴する。別途、オプションを申請した場合も同様に申請時に全額頂戴する。
- 第09条 妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年合同永代供養料、寄付、供養塔の追加建設に関する費用を永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者 お葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。（申込前にお布施・経費は位職に確認のこと）
- 第11条 永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、**1霊につき別途3万円**（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（位職に確認のこと）
- 第12条 申込承認書（契約書）を紛失した場合、再交付は絶対に致しません。（保管の際は十分に気を付けて下さい。）
- 第13条 御霊観音墓前散骨者・埋葬者の遺骨・竹林精舎永代供養墓の埋葬者の遺骨は返還出来ない。※御霊観音供養塔前に散骨・納骨後は妙鏡院に存在する他の永代供養への変更も絶対に出来ない。
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院位職及び申込者で協議の上解決を図るものとする。
- 第15条 申請後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。
- 第16条 散骨において正式に必要なとされる書類は今のところありません。火葬（埋葬）許可書の提示が必須となる場合があります。現在、埋蔵・収蔵されている遺骨をその場所から移動して御霊観音墓前に散骨する方についてトラブルが生じた場合は申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。妙鏡院は一切関与しない。責任がないことを条件に申請者が依頼する遺骨及び御霊を御霊観音供養塔の墓前に散骨希望者は散骨し、埋葬希望者は埋葬し供養する。
- 第17条 御霊観音供養塔墓前に散骨・埋葬された方の御霊は御霊観音に入魂し、遺骨は大地に還っていただく。御霊観音墓前の土壌が大量に溜まると土壌のみを別の場所に移動し、その土壌を利用して樹木及び花を植え、新しい命へと生まれ変わる。
- 第18条 第01条～第18条に記載してある内容を十分に（乙）は理解し、承諾したので御霊観音供養塔墓前に散骨か埋葬することを（乙）は選択し（甲）はこれを受理をする。（甲）は散骨者・埋葬者の御霊を供養する。

※妙鏡院御霊観音供養塔に散骨・埋葬する時の絶対必需品※

埋葬される方は死体火葬（埋葬）許可書が必要。もしくは改葬許可書が必須。散骨される方は埋葬許可書・改葬許可書は不要。お供え物『花・菓子・果物・飲み物・線香1箱・ロウソク1箱・印鑑』 粉碎費1霊1万円・永代供養者過去帳記載1霊3千円。永代供養料・納骨供養料1霊につきお気持ち。墓石刻印希望者1霊2万5千円

遺骨をゆうパックで郵送される方はお供え費用と必要費用をお願い致します。

永代供養対象者

埋葬か散骨希望する 一箇所のみ記載

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

永代供養対象者

埋葬か散骨希望する 一箇所のみ記載

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	埋葬を希望○を記載	墓石に彫刻 する・しない ○×を記載
	歳		
没年月日		散骨を希望×を記載	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			